

令和7年9月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 穂積 昌信

市町村名 (市町村コード)	太田市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	生品地区【新田市町・新田多村新田町・新田市野倉町・新田小金町・新田天良町】 (多村新田、市野倉、市第一、市第二、辻、新田、金井、本郷、中村田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月12日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の畑作地帯は、やまといも等の生産が盛んである。しかし気候の変動により、従来の作物の生育が難しくなっており、地域にあった新たな作物を探していく必要がある。やまといもに関しては地区外から耕作に来ている担い手がほとんどであるが、地区内農業者の多くは後継者がおらず、今後耕作放棄地の増加が懸念される。

また当地区では酪農や肉牛等の畜産業が盛んであり、牧草地や農業用施設として利用されている農地も多い。

水田については、道が狭いところが多く、今後も農地として維持していくためには現代の農業機械に合わせた土地改良事業が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存の農業者における農地の集積・集約化を進めることで農業上の土地利用を確保しつつ、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保する。また、担い手への農地の集約化を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。畜産業が盛んなことから、地域の理解を得つつ、畜産排せつ物の堆肥化やエネルギー利用といった活用方法を推進する。

地域に合った農作物等を関係機関の協力を得つつ見出し、地域一体となってブランド化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	293 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	293 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内の農地における効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。

(令和7年5月12日開催)

・新田市町105-645

(令和7年9月12日開催)

・新田市野倉町274-10

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--